

審議会等の設置及び運営に関するガイドライン

平成23年6月8日制定

平成24年9月24日一部改正

平成25年12月19日一部改正

平成26年3月10日一部改正

平成27年2月18日一部改正

平成27年11月18日一部改正

平成28年4月15日一部改正

平成30年6月18日一部改正

令和3年4月21日一部改正

令和5年6月1日一部改正

令和6年5月30日一部改正

令和6年7月19日一部改正

(趣旨)

第1 このガイドラインは、審議会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 このガイドラインの対象となる審議会等は、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 附属機関 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置されるもの(別表)
- (2) 懇談会等 調停、審査、審議若しくは調査又は合議体としての意思決定及び意見集約を行うことなく、参加者からの意見聴取、行政運営上の意見交換、情報共有、懇談等の場として設置するもの

(審議会等の設置)

第3 審議会等を新たに設置しようとする場合は、法律により設置が義務付けられているものを除き、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 設置目的、所掌事務等が類似する既存の審議会等を活用できないか十分に検討すること。
- (2) パブリックコメント、意見交換会等による市民参画、あるいは必要に応じて、専門的知識を有する者からの意見聴取を行うことによって目的を達成できないか十分に検討すること。
- (3) 審議会等を設置する場合、委員の定数は、過大とならないよう留意すること。
- (4) 公募委員については、審議会等の設置目的等を踏まえ、活用の適否について十分に検討を行うこと。なお、審議会等において審議を行う計画等の策定時において、パブリックコメント等による市民参画を想定している場合は、公募委員を活用しないことができること。
- (5) 委員の任期は、原則として1期2年とする。ただし、審議等の期間が比較的短期と限定的な場合は、委員の任命を審議案件等が生じた時に行い、審議終了と同時に解任する形式とすること。
- (6) 設置目的に永続性のないものは、存続期間を定めること。

(審議会等の見直し)

第4 現に設置している審議会等については、法律により義務付けられているものを除き、常にその設置の必要性等に関し、第3に規定する項目について見直しを行い、整理に努めるものとする。

(審議会等の委員の選任)

第5 審議会等の委員選任については、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の審議会等の委員との兼任を避け、設置目的を考慮し、広く市民各界各層から選任すること。ただし、充て職若しくは団体等からの推薦により選任されている者又は特別な事情のある場合は、この限りでない。
- (2) 審議会等における女性委員の割合を40%になるよう女性委員の積極的な登用に努めること。
- (3) 若手委員の積極的な登用に努めること。
- (4) 市職員及び市議会議員を委員に選任しないこと。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。
- (5) 前号ただし書きの場合において、市職員及び市議会議員を審議会等の代表の選考から除くこと。ただし、審議会等が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (6) 同一の審議会等の委員の在任期間は、原則として10年程度を目処とすること。ただし、特に考慮すべき事情がある場合は、この限りでない。

(審議会等の委員選任の手順)

第6 審議会等の委員の選任手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 審議会等の委員を選任する所管課等は、次期委員(案)について次に掲げる書類を作成し、担当部長等の承認を得ること。
 - ア 委員比較表(様式第1号)
 - イ 委員の選任に関する調書(様式第2号)。ただし、委員に選任する者のうち、関係行政機関の職員を除く。
- (2) 担当部長等の承認を経た所管課等は、総合政策部人事課に合議を行うこと。また、合議があった総合政策部人事課では、次の項目を確認し、必要と認められる場合は、所管課等と調整すること。
 - ア 同一委員の在任期間が制限を越えていないか。
 - イ 委員の兼任度合いに問題がないか。
 - ウ 女性委員及び若手委員の登用促進に配慮しているか。
 - エ 公募委員の適切な活用に配慮しているか。
 - オ 上記アからエのほか、ガイドラインに沿わない事項がないか。
 - カ その他必要と認められる事項について適切に配慮しているか。
- (3) 総合政策部人事課の合議を経た所管課等は、任命権者まで委員比較表により次期委員(案)を説明のうえ承認を得ること。
- (4) 任命権者の承認を得た所管課等は、次期委員の就任を依頼し、了承を得ること。
なお、次期委員の了承を得られず次期委員の変更を要する場合は、同様の手順によること。
- (5) 次期委員の了承を得た所管課等は、内申書に任命権者から承認を得た委員比較表の写しを

添付し、担当部長等の決裁を得て発令担当課へ内申すること。

(6) 発令担当課は、内申を受けて辞令書を作成し、所管課等へ送付すること。

(7) 新たに設置した審議会等の委員を選任する場合は、委員比較表の現委員の欄に予定委員を記載し、前各号の手順により取扱うこと。

(審議会等の委員報酬等)

第7 審議会等の委員の報酬等は、次の各号によるものとする。

(1) 附属機関の報酬 花巻市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の報酬の額の欄のうち「予算の範囲内で市長が定める額」として日額 4,000円を基本とする。ただし、これにより難しい場合は、事前に総合政策部人事課と協議すること。

(2) 懇談会等の報償費 前号に準ずるものとする。ただし、その内容等を考慮して支給しないことができる。

(審議会等の会議運営等)

第8 審議会等の会議運営等は、次の各号によるものとする。

(1) 会議資料は、審議等の内容を明確かつ簡潔にまとめること。また、事前に各委員等に配布するよう努めること。(遅くとも3日前)

(2) 会議は、限られた時間の中で公正、活発かつ円滑に行われるよう努めるものとし、議長等と事前に打合せすること。

(3) 会議出席は、本人を原則とすること。

(4) 会議の公開は、花巻市審議会等の会議の公開に関する指針(平成18年1月1日制定)に基づき、取扱うこと。

(事前協議)

第9 次のいずれかに該当する場合は、事前に総合政策部長と協議するものとする。

(1) 審議会等を新たに設置する場合

(2) 既に設置している審議会等を廃止又は他の審議会等と統合する場合

別表(第2関係)

附 属 機 関

審議会等名	所管部署	審議会等名	所管部署
花巻市総合計画審議会	総合政策部	花巻市介護保険運営協議会	健康福祉部
花巻市行政評価委員会	総合政策部	花巻市成年後見制度利用促進会議	健康福祉部
花巻市まち・ひと・しごと創生有識者会議	総合政策部	花巻市障害支援区分審査会	健康福祉部
花巻市情報公開審査会	総合政策部	花巻市地域自立支援協議会	健康福祉部
花巻市個人情報保護審査会	総合政策部	花巻市子ども・子育て会議	健康福祉部
花巻市表彰選考委員会	総合政策部	花巻市要保護児童対策地域協議会	健康福祉部
花巻市名誉市民選考委員会	総合政策部	花巻市健康づくり推進協議会	健康福祉部
花巻市行政不服審査会	総合政策部	花巻市予防接種健康被害調査委員会	健康福祉部

花巻市特別職報酬等審議会	総合政策部	花巻市国民健康保険運営協議会	健康福祉部
花巻市地域自治推進委員会	地域振興部	花巻市社会教育委員会議	生涯学習部
花巻市男女共同参画審議会	地域振興部	花巻市スポーツ推進審議会	生涯学習部
花巻市市民参画・協働推進委員会	地域振興部	花巻市文化会館運営審議会	生涯学習部
花巻市防災会議	地域振興部	花巻市立図書館協議会	生涯学習部
花巻市国民保護協議会	地域振興部	宮沢賢治記念館運営審議会	生涯学習部
花巻市財産評価審議会	財務部	宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会	生涯学習部
花巻市農林業振興審議会	農林部	花巻新渡戸記念館運営協議会	生涯学習部
花巻市農業経営改善計画等認定審査会	農林部	萬鉄五郎記念美術館運営委員会	生涯学習部
花巻市市有林経営委員会	農林部	花巻市萬鉄五郎記念美術館収蔵美術品等審査委員会	生涯学習部
石鳩岡地区換地委員会	農林部	新花巻図書館整備基本計画試案検討会議	生涯学習部
花巻市勤労青少年ホーム運営委員会	商工観光部	花巻市大迫地域協議会	大迫総合支所
花巻市新事業創出基盤施設運営委員会	商工観光部	花巻市石鳥谷地域協議会	石鳥谷総合支所
花巻市公設地方卸売市場運営協議会	商工観光部	花巻市東和地域協議会	東和総合支所
花巻市環境審議会	市民生活部	花巻市教育振興審議会	教育部
花巻市廃棄物減量等推進審議会	市民生活部	花巻市奨学生選考委員会	教育部
花巻市住居表示整備審議会	市民生活部	花巻市教育支援委員会	教育部
花巻市交通安全対策会議	市民生活部	花巻市いじめ問題対策連絡協議会	教育部
花巻市青少年問題協議会	市民生活部	花巻市いじめ問題調査委員会	教育部
花巻市都市計画審議会	建設部	花巻市文化財保護審議会	教育部
花巻市地域公共交通会議	建設部	倉沢人形歌舞伎調査委員会	教育部
花巻市都市再生協議会	建設部	花巻城跡調査保存検討委員会	教育部
花巻駅及び駅周辺の景観に関する有識者会議	建設部	花輪堤ハナショウブ群落保存管理検討委員会	教育部
花巻 PA スマートインターチェンジ地区協議会	建設部	花巻市文化財保存活用地域計画協議会	教育部
花巻市(仮称)花巻地区かわまちづくり計画策定協議会	建設部	花巻市学校給食センター運営委員会	教育部
花巻市空家等対策協議会	建設部	花巻市博物館協議会	教育部
花巻市災害義援金配分委員会	健康福祉部	花巻市市史編さん委員会	教育部
花巻市民生委員推薦会	健康福祉部	計画の策定等に係る委員会	
花巻市地域包括支援センター運営協議会	健康福祉部	指定する指定管理者及び受託者等の選定に係る委員会	
花巻市老人ホーム入所判定委員会	健康福祉部	補助金、助成金等の交付対象者の選定に係る委員会	

花巻市介護認定審査会	健康福祉部	適格者、適任者等の選定に係る委員会	
花巻市在宅医療・介護連携推進協議会	健康福祉部	作品、実演等の選考に係る委員会	

(80件)